

	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案	新旧対照条文	
○	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	2

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和二年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～三十六 (略) (削る)</p> <p>三十七～三十九 (略) (削る)</p> <p>四十～四十三 (略) 四十四～四十七 (略) 四十八～六十三 (略) (削る)</p> <p>六十四～七十一の三 (略) 七十二～七十五 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十一年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～三十六 (略) 三十七 尾鷲地区 三十八 尾鷲地区 三十九 尾鷲地区 四十 尾鷲地区 四十一 岬地区 四十二 岬地区 四十三 岬地区 四十四 岬地区 四十五 岬地区 四十六 岬地区 四十七 岬地区 四十八 岬地区 四十九 岬地区 五十 岬地区 五十一 岬地区 五十二 岬地区 五十三 岬地区 五十四 岬地区 五十五 岬地区 五十六 岬地区 五十七 岬地区 五十八 岬地区 五十九 岬地区 六十 岬地区 六十一 岬地区 六十二 岬地区 六十三 岬地区 六十四 岬地区 六十五 岬地区 六十六 岬地区 六十七 岬地区 六十八 岬地区 六十九 岬地区 七十 岬地区 七十一 岬地区 七十二 岬地区 七十三 岬地区 七十四 岬地区 七十五 岬地区</p> <p>大阪府泉南郡岬町多奈川谷川の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>福岡県豊前市大字八屋の区域のうち主務大臣の定める区域</p>

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（附則第三項関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域								区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる地区の区域							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域		区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域

第八地区	区域令別表第三十八号 及び第四十五号から第四十七号 までに掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十五号まで 及び第七十号 に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	(略)

第八地区	区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十四号の二、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号及び第七十一号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域